

平成 24 年 3 月 29 日  
水管理・国土保全局 水政課 水利調整室  
河川環境課 流水管理室

## 発電水利に関する相談窓口の設置について

近年、再生可能エネルギーの利用について関心が高まっており、小水力発電をはじめとした水力発電の役割が見直されています。

河川水を利用して水力発電を行う場合には、河川法に基づく水利権の許可が必要ですが、水力発電により河川で流量が減る区間が生じることなどで、下流の利水者や河川環境等に影響を及ぼすことがないように、当該許可において、一定の調査・手続等が必要となります。

このため、国土交通省 水管理・国土保全局では、水力発電のための水利権の許可手続を円滑に行うことを目的として、本日、発電事業者からのご相談・ご質問を受け付ける相談窓口を設置します。

### 1. 相談の内容について

水力発電のための水利権許可手続等について、ご相談・ご質問を受け付けます。

#### 【ご相談内容の例】

- ・水力発電を行うに当たり必要となる調査等について
- ・既存の農業水路等を利用して小規模の発電を行うために必要な手続について

#### 【留意事項】

小水力発電を新たに計画される方のために、ガイドブックを作成しているので、申請書の作成に当たりますは、そちらを参考にしてください。

(<http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html>)

ご相談の内容が、河川法以外の法令に基づく手続等に関する場合には、他の窓口等をご案内させていただくことがありますのでご理解のほどをお願いいたします。

### 2. 受付方法について

(1) 来省によりご相談を希望される方

ご相談は予約制です。来省を希望される方は、事前に下記受付までにご連絡ください。希望される日に対応できない場合もございます。

#### 【相談予約受付窓口】

受付時間：10：00～17：00（月曜日～金曜日。年末年始及び祝日は除く。）

電話番号：03-5253-8441（相談希望の旨を申し出てください）

電子メール：syosuiryoku@mlit.go.jp

(2) 郵送・電子メールでのご相談を希望される方

下記の宛先まで、郵送又は電子メールにてご相談の内容、資料等を送付下さい。受付から2週間を目途に回答いたします。

【宛先】

郵送宛先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省 水管理・国土保全局 発電水利相談窓口  
(水政課 水利調整室内) あて

電子メール：syosuiryoku@mlit.go.jp

【記載事項例】

- ①お名前 (必須)
- ②ご住所 (必須)
- ③電話番号 (必須)
- ④ご相談の対象となる水力発電を設置しようとする住所、河川名など
- ⑤ご相談の内容 (より具体的に、詳しく記入して下さい)
- ⑥地図等の資料があれば添付して下さい (電子メールでは5メガ以上のファイルは受け取れませんのでご注意ください)

【留意事項】

ご相談の内容等によっては、現地の状況確認等が必要となりますので、事前に詳しい内容をお教えいただくようお願いいたします。

なお、各地方整備局等においても随時相談を受け付けています。

(<http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html>)

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 水利調整室 井藤、伊藤  
電話：03-5253-8111(内線 35-252) 03-5253-8441(直通)

水管理・国土保全局 河川環境課 流水管理室 吉田、土谷  
電話：03-5253-8111(内線 35-472) 03-5253-8449(直通)